

助けての 小さなサイン 受け止めて ～11月は児童虐待防止推進月間です～

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に大きな影響を与え、子どもの人権を最も侵害するものです。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたら、「おかしい」と感じたら、迷わず家庭児童相談室へ連絡(相談)してください。連絡(相談)した人のプライバシーは守られます。また、確認した結果、虐待の事実がなくても責められることはありません。子どもの立場を最優先に考え、地域のみんなで子どもを守り育てましょう。

児童虐待とは

保護者がその監護する18歳未満の子どもの行なう次の行為をいいます

◎**身体的虐待**…殴る、ける、やけどを負わせる、戸外に締め出すなど

◎**ネグレクト(養育の放棄または怠慢)**…家に閉じ込める、適切な食事を与えない、不潔なまま放っておく、必要な医療受診をさせないなど

◎**心理的虐待**…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうなど

◎**性的虐待**…子どもへの性的行為の強要など

しつけ?虐待?

保護者にとっては、愛情に根ざした「しつけ」のもりでも、子どもがなぜ叱

られたのかわからないまま恐怖感だけを感じている場合など、子どもの健全な成長を阻害する不適切な扱いであれば「虐待」です。

家庭児童相談室では、関係機関と連携をとりながら、児童虐待の他、非行、いじめ、不登校、しつけ、子育てに関することなど、18歳未満の子どものその家族に関する相談に応じています。気軽に相談ください。

オレンジリボン運動

オレンジリボン運動とは、「子ども虐待防止」の象徴として、「オレンジリボン」を広める市民活動です。「オレンジリボン」には、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちが入っています。子ども虐待のない社会をめざし、子どもたちにも未来を届けましょう。



問い合わせ

家庭児童相談室(市役所社会福祉課内)
☎65-0660 FAX63-4085

◎次の機関でも相談を受けています。

滋賀県中央子ども家庭相談センター

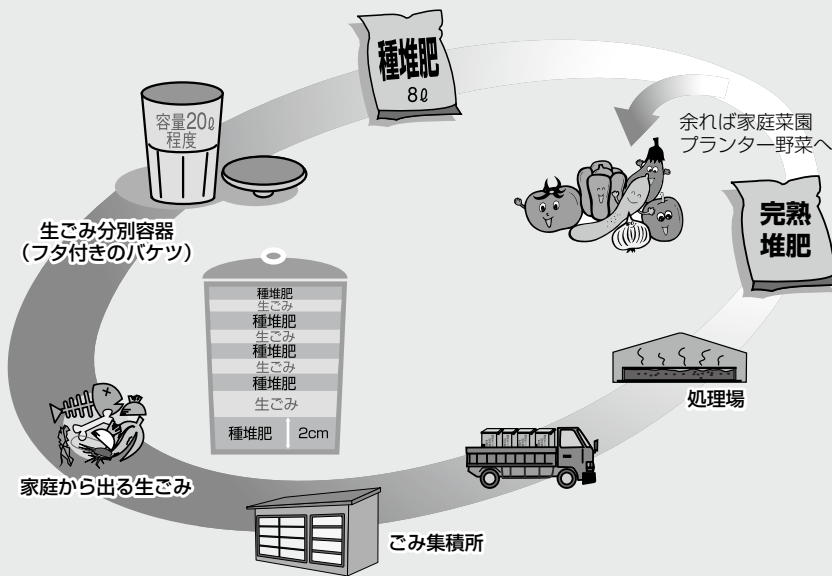
24時間対応相談電話

☎077-562-8996

みんなが進めよう ごみの減量

家庭から出される燃やせるごみ袋の中、この中には生ごみが約半分を占めています。これを少なくすることができれば、ごみの減量化に大きな効果を発揮します。
わたしたちができる地球温暖化対策として、生ごみの堆肥化事業にぜひご参加ください。

生ごみ堆肥化事業にご参加ください



生ごみを堆肥化すると

- 1週間に1回、種堆肥を配布します。畑・ガーデニングの肥料としてご利用いただけます。
- 家庭でのごみの排出量が少なくなり、ごみ袋の使用枚数は確実に減ってきます。
- ごみ焼却施設の負担が軽減され、延命化につながります。長期的に見れば、新設等莫大な経費をかけずに済みます。
- 地域温暖化の原因となる二酸化炭素の抑制+ダイオキシン対策を図ることができます。

平成16年度末には参加世帯が4,612世帯で年間約829トンだった生ごみの収集量も、平成20年度7月末には6,641世帯となり、年間約1,100トンまで増加しました。市では、今後さらに生ごみ堆肥化事業を推進し、可燃ごみの減量化を図りたいと考えています。

まちづくりに参画を
皆さんの声を
お聞かせください！！
市長への手紙

住みよさと活気あふれる甲賀市のまちづくりに、市民の皆さんからご意見をお聞きすることが大切です。市では、皆さんの声を聞かせていただくため「市長への手紙」を受け付けています。まちづくりに参画する機会として、ぜひ市長に手紙をお寄せください。

「市長への手紙」は、このページの用紙をご利用いただくか、各支所などに備え付けの様式をご利用ください。なお、返信をさせていただきますので、お手紙には必ず住所・氏名をご記入ください。

問い合わせ
秘書広報課 広報公聴係
☎65-0675
FAX 63-4619

家庭で行っていただくこと

【用意するもの】

- ・分別容器(20リットル程度のフタ付きバケツ)
※生ごみ分別用バケツを購入された場合は、購入費の4分の1を補助する制度があります。
- ・種堆肥(市から支給します)
①容器の底に種堆肥を2cm厚程度敷きます。
②1日分の生ごみを水切り後、容器に入れます。
③投入した生ごみが隠れる程度(約1cm)の厚さに種堆肥をかぶせます。
④収集日までに②と③を繰り返します。(生ごみと種堆肥のサンドウィッチ化)
⑤収集日にごみ集積所にある専用回収容器に中身を入れてください。

参加申し込み方法

1. 参加希望の方は、まず区・自治会の地域環境委員さんか区長・自治会長さんに申し出てください。
2. 区・自治会の役員さんは参加希望の方の組または区・自治会単位で事業への参加について生活環境課または支所にご相談ください。(必要に応じて説明会を開催。市の担当が説明させていただきます。)
3. 集積所ごとに参加者名簿を作成し、実施申込書を区長・自治会長名で市に提出いただきますと、約2週間で事業に参加できます。

問い合わせ

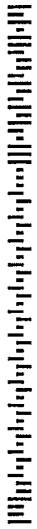
生活環境課 ☎65-0690 FAX63-4582
各支所 総務環境担当

5 2 8 8 7 9 0

甲賀市水口町水口六〇五三番地

(受取人)

甲賀市長 行



水口局承認

75

差出有効期間
平成21年4月
30日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

市長への手紙

(山折り)

下記のとおり封筒を作ってください。

- ①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。

